

運動習慣定着のための歩く環境づくり事業委託仕様書

1 委託業務の名称

運動習慣定着のための歩く環境づくり事業

2 背景

本県では、健康増進計画「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-(第3次)」において、計画の基本的な方向に「自然に健康になれる環境づくり」が追加され、県として取り組むこととしている。

「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-(第3次)」(本文 P29, 53, 54 参照)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/kenkou/337017.html>

本県は平均寿命・健康寿命が全国上位であるが、男性の肥満やメタボリックシンドローム該当者および予備群の割合は増加傾向にある。また、運動習慣者の性別年代別割合は、男女とも30歳代が最も低い。日常的な身体活動量を増やすことは、メタボリックシンドロームを含めた生活習慣病のリスクを下げることにつながるため、まずは身体活動量を増やす取組を進める必要がある。

現在、健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を活用した運動促進の仕組みを整えているが、同アプリの認知度が低いことや利用頻度が高い者は一部にとどまることから、継続的な行動変容にはつながりにくい側面があるため、楽しく継続した健康づくりの取組となるような環境づくりを推進する。

3 委託業務の目的

本委託業務は、運動習慣の定着を目指すための歩く環境づくりとして、楽しみながら健康づくりを継続できるきっかけづくりを行い、自然に健康になれる環境づくりを推進し、県民のさらなる健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

5 委託業務の内容

本委託業務は、「(仮称)気軽にお出かけサイト」のページ作成や周知啓発、インセンティブにかかる飲食店等への協力依頼およびスタンプラリーの運営業務等、健康なまちづくりに資する業務を委託するものであり、受託者は、上記3の目的を達成するために、創意工夫をして次の業務を行うものとする。主な対象は、30歳代を中心とした20~40歳代の子育て世代・働き盛り世代とする。

5.1 Web（健康しがポータル内）特設サイトの構築

（1）基本事項

- ・「健康しがポータルサイト」（URL：https://www.kenkou-shiga.jp/）内に「（仮）気軽にお出かけサイト（特設）」を新設。
- ・「健康しがポータルサイト」のサーバー管理業者と協議し、現在のコンテンツ（健康しが）とは別の新規ページを Wordpress を利用して作成する。
なお、サーバーの利用方法（制限など）については、作成前に既存の業者と相談すること。
- ・発注者が将来更新できる仕組みとする。
- ・作成した Web サイトのデータは公開サーバーにアップロードし、様々な環境（OS やブラウザ、接続回線の違い等）やスマートフォン等の携帯端末において問題なく閲覧できるか検証するものとする。
- ・発注者がデジタルデータとして提供する画像等のサイズなどを、Web サイト上に掲載するために「最適化」する作業については、制作費に含むものとする。

（2）デザイン・トーン

- ・明るく親しみやすいデザインで、楽しさやワクワク感を視覚的に表現する。
- ・地域のウォーキングコースや飲食店情報を見やすく、わかりやすく掲載する。
- ・対象者が「実際に行ってみたい」と思えるように、写真や一言メッセージを活用する。

（3）サイト内容・構成

サイト内容は下記内容とし、構成はサイトマップ別紙「特設 Web サイト階層図（案）」のとおりとする。

（ア）ウォーキングマップ等の紹介（19市町分）

- ・市町等が作成したウォーキングマップや観光ガイド等のリンク先をまとめ、わかりやすく紹介する。
- ・ウォーキングマップ等の収集は発注者が行う。

（イ）今月のピックアップ枠の作成

- ・（ア）で集めたウォーキングマップ等の中から「今月のピックアップ」として一つを取りあげ、注目情報やおすすめ情報など、魅力を紹介する。
- ・ウォーキングマップ等の選定は発注者で行う。
- ・今月のピックアップは月1回更新する。

（ウ）駅別飲食店等の紹介ページの作成（駅起点の短距離スポット：飲食店・景観等）

- ・原則（ア）のウォーキングマップ等に掲載されている店舗や観光地等の中から、駅ごとに短距離の徒歩移動できるお出かけスポットを掲載する。
- ・掲載する情報以下のとおりとする。

【飲食店】①店舗または料理写真、②住所、電話番号。③営業時間（定休日）

④（特典がある場合）特典の内容、⑤QRコード設置の有無、⑥ひとこと【観光地等】①写真、②所在地、③営業時間（定休日）、④ひとこと、⑤その他必要な事項

・飲食店の掲載調整については5.2に記載のとおりとする。

(エ)「(仮) プラステンモデルコース」の紹介

- ・「(仮) プラステンモデルコース」を「実際に行ってみたい」と思えるように、魅力的に紹介する。
- ・モデルコースは発注者が作成する。(3コース程度を想定)
- ・発注者からのコースの提供方法については協議の上決定する。

(オ) 健康記事（県産野菜、湖魚 等）掲載

- ・発注者が作成した、健康に関する記事原稿を見て楽しい記事となるように掲載する。
- ・月1回程度新しい記事を掲載する。

(カ)「BIWA-TEKU」連動スタンプラリーへの誘導・企画紹介ページの作成（新規ページ）

- ・5.3に記載の「BIWA-TEKU」連動スタンプラリーの企画紹介

(4) その他留意事項

- ・検索エンジンで容易にヒットするページであること（SEO対策を十分に行うこと）
- ・利用者の通信速度に配慮し、表示にあたっては利用者を待たせないようにすること
- ・アクセシビリティに極力配慮された設計仕様であること。（JIS X8341-3 に準拠）
- ・納品後は、発注者でも各ページの掲載情報の更新や追加が容易にできるようにすること（業者に委託する必要がないもの）
- ・スマートフォンやタブレット向けにパソコン用ホームページの表示を最適化させること
- ・他社の知的財産権を侵害しないよう配慮すること
- ・発注者と、適宜情報共有の上、作成すること
- ・受託者が有するサービスで、本事業に活用できるものがあれば提案すること

5.2 協力店舗の掲載調整・写真撮影

各市町のウォーキングマップに掲載されている駅から徒歩で移動可能な店舗に対し下記調整し、掲載原稿を作成する。

(1) 掲載店舗目標数は約100店舗とする。(各市町3～6店舗)

(2) 店舗へ連絡し、下記4点の協力を依頼する（電話/訪問）

ア 「(仮) 気軽にお出かけサイト」への掲載許諾の取得【必須】

- ・許諾は書面またはメールにて取得し、一覧管理する。
- ・その際、掲載情報のヒアリングを行う。(住所等、営業時間、ひとこと)

イ 掲載用の料理写真撮影（1カット）【必須】

ウ 特典の協力依頼【できる限り】

- ・健康推進アプリ「BIWA-TEKU」のダウンロード済画面を提示することで特典（(例) 〇〇円 OFF、〇%OFF、ドリンク一杯サービス等）

エ スタンプラリー用 QR コード設置依頼（スタンプラリー対象店舗）

（スタンプラリーの詳細は 5.3 に記載）

【できる限り】

5.3 BIWA-TEKU 連動スタンプラリー企画の運営

駅から徒歩で移動可能な協力店舗に設置されている QR コードを読み取り、より多くのスポットを巡ると抽選に応募できるスタンプラリーを開催。その運営に係る業務を実施する。内容は以下のとおり。なお、抽選への応募受付はしがネットを使用し、発注者が行う。

(1) スタンプラリーの実施期間（スタンプ獲得可能期間）

- ・令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 12 月 28 日（月）までとする。

(2) スタンプ獲得場所

- ・5.2 (2) エで協力の得られた店舗に QR コードを印刷した POP を設置する。50 店舗程度設定すること。
- ・地域バランスを考慮することとし、一定の地域に獲得箇所が固まることのないようにすること。

(3) 備品の準備、設置

- ・スタンプラリーの実施に必要な備品（QR コードを印刷した POP）を準備し、スタンプ獲得箇所に設置する。

(4) 周知広報

- ・「(仮) 気軽に歩いてお出かけサイト」内に企画紹介ページの作成し、スタンプラリーへの参加を誘導する（アプリ誘導、QR 読み取り説明等）

(5) 景品の選定・購入・抽選・発送業務

以下の項目の内容を踏まえ、スタンプラリーにかかる景品の購入・抽選・発送業務を実施すること。

ア 獲得したスタンプ数に応じて景品の抽選に応募できる仕様とする。応募区分は協議のうえ決定する。

イ 応募期間は令和 8 年 10 月 1 日（木）～令和 8 年 12 月 28 日（月）までとする。

ただし、月次抽選とするため、スタンプの累積は 1 か月ごととする。

ウ 景品は、滋賀県の特産品とし、提案をもとに協議のうえ決定する。

エ 景品に係る予算額（購入費、梱包費、抽選・発送費等含む）は 200 千円（消費税及び地方消費税含む）程度、景品の当選者数は 30 名程度（1 月 10 名程度）とする。なお、景品に係る費用は、本業務委託料に含むものとする。

オ 個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡と

発送のみに利用する。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにする。

カ 抽選への応募はしがネット受付サービスを利用し、発注者が取りまとめを行い、2週間以内に応募者の情報を受託者へ提供する。

キ 受託者は、応募者の情報を受け取り後、10日以内に当選者を決定する。当選者の選定方法は、抽選によるものとする。

ク 景品の発送は、当選者決定後2週間以内までに完了すること。

5.4 周知物の制作

(1) 県 SNS 掲載用素材作成

- ・ 静止画 一点
- ・ 短文コピー案

(2) A4 チラシデータ作成

- ・ サイズ：A4（片面）
- ・ 内容：企画概要、参加方法、二次元コード（特設サイト URL、BIWA-TEKU 導線等）、注意事項
- ・ 校正：文字校正 2 回程度

(3) A4 チラシ 印刷（3 万部）・配布

- ・ 部数：30,000 部
- ・ 用紙：A4（フルカラー印刷、片面、コート）
- ・ 納品：駅別仕分け（20 駅×400 枚）発送、残数は健康しが推進課へ納品する。

6 運用仕様

6.1 キャンペーン期間

- ・ 令和 8 年 10 月 1 日（木）～12 月 28 日（月）（予定）

6.2 期間中の受託者の対応範囲

- (1) 今月のピックアップの更新（月 1 回程度）
- (2) 店舗特典の期間変更・内容変更に伴う修正（随時）
- (3) 健康情報の掲載（月 1 回程度）
- (4) 軽微な文言修正
- (5) スタンプラリー関連ページの情報更新（景品、注意事項等）
- (6) スタンプラリー企画の運営

6.3 キャンペーン後の受託者の対応

キャンペーン終了後、発注者が更新できるように以下を提供し、必要に応じて引き継ぎ説明を行う。

- ・更新マニュアル（手順、注意点、推奨画像サイズ、禁止事項）
- ・登録データの管理方法（CSV/管理画面の使い方）
- ・デザインテンプレ・素材

7 スケジュール

- ・5～6月：プロポーザル審査、契約、要件確定
- ・7～9月：サイト制作、店舗交渉・撮影、初期コンテンツ登録
- ・10～12月：キャンペーン運用（更新、修正、周知、景品の抽選・発送等）
- ・1月以降：12月分のウォークラリー抽選、景品発送業務
成果物引渡し、運用移管

8 実績報告および成果物

- (1) 発注者は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地にて調査することができることとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、成果物を県が指定する方法（大容量ファイル転送システム等）により提出すること。
(成果物)
 - ・本業務で制作した特設サイト一式（設計書、デザインデータ、登録データ、マニュアル、写真データ等）
 - ・印刷物（納品書・仕様一致）
 - ・店舗許諾記録（一覧化）

9 実績報告等の提出先

滋賀県 健康医療福祉部 健康しが推進課 健康づくり係
（大津市京町四丁目1番1号）

10 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき発注者と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について発注者に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は発注者が指定する場所および方法（対面またはオンライン）で発注者と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。

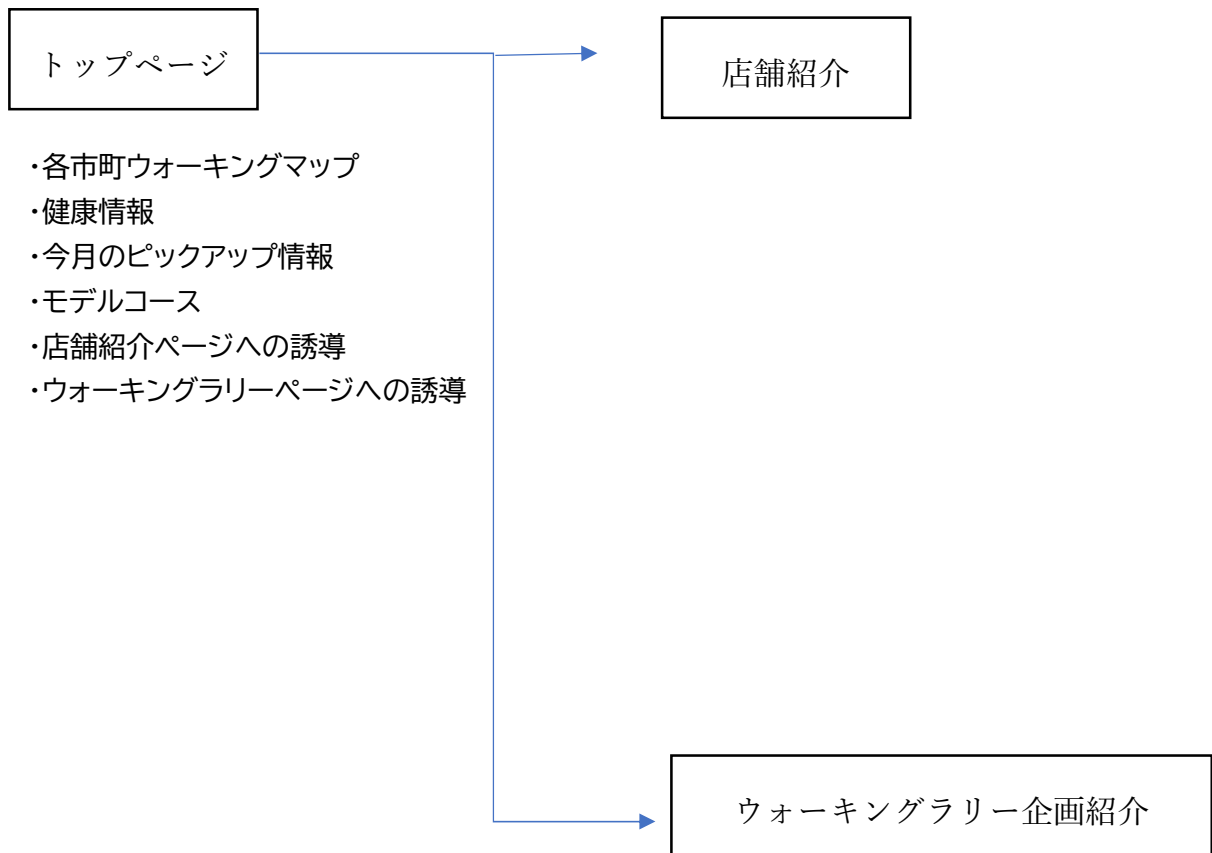
11 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、発注者に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については

契約期間の終了または解除後も同様とする。

- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに発注者に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、発注者の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、発注者と協議の上、定めること。

「(仮) 気軽にお出かけサイト」特設 Web サイト 階層図 (案)



※階層図は現段階の想定であり、受託者と協議の上決定予定